

# 江田島市庁舎整備ガイドライン《概要版》

平成26年4月、市は庁舎整備について「分庁方式による庁舎配置」を決定しました。  
この庁舎整備の基本方針に基づき、今年度、今後の庁舎（本庁・支所等）のあり方、組織機構の配置及び移転スケジュール等を検討し、これからの庁舎整備の指針を示すガイドラインを策定しました。

## ◎ ガイドラインの骨子

- I 庁舎整備の基本方針**
  - 1 方針
  - 2 方針に基づく本庁・支所機能
- II 本庁・支所機能のあり方**
  - 1 本庁機能のあり方
  - 2 支所機能のあり方
- III 組織機構の配置**
  - 1 組織機構の配置
  - 2 整備及び移転スケジュール
- IV 将来に向けて**
  - 1 庁舎の管理運営の効率化と健全な行財政運営
  - 2 計画の進行管理と見直し

### I 庁舎整備の基本方針（抜粋）

(理由)  
① (略)  
② **均衡あるまちづくり（視点3）**  
分庁方式により、地域拠点でのにぎわいや行政サービスを維持・確保していくことが、市民全体の市政参画や市全体の安定につながると考えるため。  
③ **財政への影響（視点2）**  
次の方法により、庁舎整備にかかる費用を抑えることができると考えるため。  
○当面、分庁方式を選択することで、多額の初期投資費用を抑える。  
○基礎自治体を取り巻く状況を勘案し、職員数の適正化を図りながら、既存公共施設を有効活用した庁舎の配置を再検討することで、将来の投資費用を抑える。

2 方針に基づく本庁・支所機能  
① **防災機能を確保する（視点1）**とともに、**庁舎の面積や設備などを考慮（視点2）**し、大柿分庁舎に本庁を置く。  
②～ (略)

### II 本庁・支所機能のあり方

本庁機能のあり方	支所機能のあり方
<p>(1) 市政の総合的な舵取り役 全市的かつ広域的な行政運営を進める場所であるため、本庁機能の集約化等により、業務の迅速化と効率化を図る。 ○全市的な施策等の企画や実施 ○国・県との連携及び調整等の役割</p> <p>(2) 防災拠点としての本庁機能 市民の安全・安心の確保は、行政の最も根幹的な役割であり、本庁は、本市の最も重要な防災拠点機能を有する場所として整備する必要がある。 ○大規模災害時にも関係部局が緊密な連携を図り業務を継続できる体制 ○迅速に情報を一元化し、機を逃さず対応ができる体制</p>	<p>(1) 支所機能 ①窓口サービス（申請受付・証明書発行・納付業務） ②まちづくり支援（まち協、自治会活動等の支援） ③相談業務（建設・土木、産業関係） ④危機管理・防災（災害情報収集・伝達、相談窓口）</p> <p>(2) 支所機能の強化・充実のための手段 ①人材育成（研修による職員のスキルアップ、窓口業務のエキスパートの養成） ②市民ニーズに対応した仕組づくり（職員の適材適所の配置、総合窓口、マニュアル作成、連携強化及び応援体制の確保）</p> <p>(3) 集会機能等との複合化による地域のにぎわいづくり（市民センター化）</p> <p>(4) 出張所・連絡所のあり方 地域の特色や課題、市民ニーズなどに鑑みながら今後あり方を検討</p>

## III 組織機構の配置

検討に必要ない視点	<b>視点1 防災機能の確保</b>
	<b>視点2 財政への影響</b>
	<b>視点3 均衡あるまちづくり</b>

○市民の生命と暮らしを守ることが市に課せられた最大の責務  
○大規模災害時に関係部局が迅速に連携して業務が継続できる体制づくりが必要  
○救援・救護などの活動ができる防災拠点の整備が必要  
○迅速に情報を一元化し、機を逃さない対応が確保できる体制づくりが必要

○多額の初期投資費用を抑える  
○将来の投資費用を抑える  
○庁舎が分散していることで生じるコスト（職員が庁舎間を移動することでかかる時間や人件費、情報通信ネットワーク使用料など）の低減にも配慮する必要がある

○地域拠点でのにぎわいを維持・確保する必要がある  
○行政サービスを維持・確保する必要がある

### 組織機構の配置

組織機構の配置 ※主として本庁機能			備考
大柿分庁舎	江田島庁舎	能美庁舎	
○総務部（選挙管理委員会事務局含む） ○企画部 ○危機管理監 ○市民生活部 ○福祉保健部 ○産業部（農業委員会事務局含む） ○土木建築部 ○会計管理者 ○監査委員事務局	○議会事務局 ○企業局（江田島支所）	○教育委員会事務局（能美支所）	<b>【メリット】</b> ・災害時の体制（事前準備委員会・災害対策本部等）移行が円滑（防災） ・災害時に災害対策本部と産業部・土木建築部との迅速な連携（防災） ・一番効率的な行政運営（財政） ・市民生活部と福祉保健部の連携が容易（その他） ・能美庁舎の市民センター化や教育センター化等への幅広い活用が可能（その他） <b>【デメリット】</b> ・職員ロッカーなどの職員福利厚生スペースに難（その他）

※今後の組織機構改革によって変更の場合がある。  
※沖美庁舎は市民センターとして新築し、支所を配置。

### 整備及び移転スケジュール

- (1) 整備及び移転スケジュール ⇒ 「江田島市庁舎整備ガイドライン」P.9・10 参照
- (2) 合併特例債の活用（大柿分庁舎改修、江田島庁舎・能美庁舎耐震改修、沖美市民センター新築等）

## IV 将来に向けて

庁舎の管理運営の効率化と健全な行財政運営	計画の進行管理と見直し
<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 長寿命化と維持管理コストの適正化（抑制）</li> <li>(2) 建替え時期等における公共施設の再編・整備の再検討</li> <li>(3) 将来の再整備の資金の確保（公共施設整備基金）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画の進行管理</li> <li>(2) ガイドラインの見直し 概ね10年後（第3次総合計画策定期間）時点での見直し検討</li> </ol>